

意見書（医師記入）

施設長 殿

入所児童名

年 月 日 生

該当疾患に☑をお願いします

チェック	病 名	登所のめやす
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	風疹（三日はしか）	発疹がなくなるまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
	流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ・ムンプス）	耳下腺・あご下腺又は、舌下腺の腫脹が発現した 後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	結核	医師において伝染の恐れがないと認められるまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、5日間の適正な抗菌性 物質製剤による治療が終了するまで
	腸管出血性大腸炎感染症 （O157、O26、O111等）	医師において伝染の恐れがないと認められるまで
	急性出血性結膜炎	医師において伝染の恐れがないと認められるまで
	侵襲性髄膜炎菌感染症	医師において伝染の恐れがないと認められるまで

＊ 第3種の感染症・・・病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで。

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

令和 年 月 日から登園可能と判断します。

令和 年 月 日

医療機関名

医師名

※必ずしも治癒の確認は必要ありません。意見書は症状の改善がみられた段階で記入することが可能です。

※かかりつけ医の皆さまへ
保育所は、乳幼児が集団で長時間生活する場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう上記の感染症について意見書の記入をお願いします。

※保護者の皆様へ
上記の感染症について、子どもの病状が回復しかかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際にはこの「意見書」を保育所に提出してください。